

平成28年度 第9回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第9回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成28年12月26日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣 12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 19 峯本 弥生		
出席者 総 数	出席委員 16名 欠席委員 5名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	17 大段 幸雄 18 濱田 末夫		
提出議題	議事 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第33号 非農地証明の申請について 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について  協議事項		

## 平成28年度第9回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数5名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 それでは皆さんご苦勞でございます。今年最後の農業委員会ということになったのですが、師走の最中、何かと忙しい中、お集まりくださいましてありがとうございます。本日、議案しました案件につきましては、慎重なる審議を賜りまして、適正なるご決定をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の指名につきまして連絡申し上げます。28年度第9回農業委員会の議事録署名者につきましては、17番の大段委員と、18番の濱田委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記、窪田書記を指名します。

### 3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、先般、農業委員と推進委員の人数などの方針の話をしたのですが、その案件について、12月1日に農業委員会での希望であった案件をもとに、江田島市の長原産業部長のもとに、私と小林職務代理者と一緒に行きまして、陳情を申し上げました。

12月12日に新市長へ表敬訪問しまして、産業部長の方へもお願いしているのでよろしくお願いいたしますというくらいの事で、きめ細かい話はできなかつた訳ですが、小林職務代理者と一緒にご挨拶をして帰ったというような状況でございます。そういう状況報告だけさせていただきます。

### 4 議 事

議長 それでは、日程第4の議事に入りたいと思いますが、議案第30号の農地法第3条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。譲渡人、●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、111㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅から近く利便性が高いため、譲り受ける」

という案件です。

以上で説明を終わります。

議長

この1番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員

江田島町の中田です。状況は調査書の内容のとおりとなっておりますが、実際にはですね、5ページの地図を見ていただきたいと思います。この地図の畑の道を、非常に小さい道が通っているのですが、▲▲さんの家は、ずっと畑を経由して奥に入っていったところにあるわけです。それで、いつも道が軽自動車を通っても、その脱輪するくらい狭い道です。そこでその奥の人達が何人かで、お金を出し合って、その畑の一部を町に寄付をしたという、そのあと残りを、▲▲さんが買ったというように聞いております。調査書にはトマト、キュウリとなっておりますが、家がすぐ近くということで、家庭消費用に野菜やそういうものを作りたいということでございます。よろしくお願ひします。

議長

この案件につきまして、他にご意見、ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声有り。

議長

無いようでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声有り。

議長

それでは、全員、許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。  
次お願ひします。

事務局長

番号2。譲渡人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,048㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「国道に近く利便性が高いため、譲り受ける」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長

それではこの2番の譲渡の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員

大柿町の胡子です。●●さんに、今回は農業委員会の仕事で話しを伺いに来たことを話しましたが、少し理解ができていないようでした。▲▲さんの方に問い合わせしたら、書類に上がっているとおりで、私の方が譲り受けますのでよろしくお願ひしますということです。そういう事で、▲▲さんの方からこういうことで聞いておりますのでよろしくお願ひします。

議長 はい、この2番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いということでございますので、この2番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、全員、許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。  
次お願いします。

事務局長 番号3と番号4は関連した案件ですので一括で説明します。  
番号3。譲渡人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、260㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「経営規模拡大のため、譲り受ける。」という案件です。  
番号4。貸人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。借人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、2,854㎡。  
申請理由は使用貸借で、借人は「経営規模拡大のため、譲り受ける。」という案件です。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局長が説明しましたとおり、▲▲さんが新規農業者になるということで、3番と4番を一括上程させていただいておりますけれども、この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 大柿町の小松です。これは、\_\_\_\_\_の△△産業の反対側の方です。これは12ページの地図を見てもらえれば分かるのですが、〇〇番〇と〇〇番の市道を挟んであるんですね。それで、便利が良いということで、借り受けするとの事です。本人は頑張ってやりますということでしたので、よろしくお願いします。

議長 はい、この3番と4番の案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この3番と4番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 全員が異議無いということですので、許可といたします。  
以上で議案第 30 号の農地法 3 条の審議を終わります。  
続きまして、議案第 31 号の農地法第 4 条の規定によります許可申請につきまして、審議に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号 1。追認の案件です。申請人、●●●●。住所、安芸郡府中町\_\_\_\_\_。  
所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、墓地。面積、126 m<sup>2</sup>。  
申請理由は、「子供の頃から●●家の墓があり、この度地目が畑であることが判明した。相続以前のこととはいえ、法律で定められた手続きを行っていないことを知り、今回、始末書を添付して申請する。」という案件です。  
以上で説明を終わります。

議長 この 1 番の案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 大柿町の小松です。これも申請どおり間違い無いということで確認しています。10 月にも同じく 1 件でしております。よろしくをお願いします。

議長 はい、この 1 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか？

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 それでは、この 1 番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということですので、許可といたします。  
以上で議案第 31 号の農地法 4 条の審議を終わります。  
続きまして、議案第 32 号の農地法第 5 条の規定によります許可申請につきまして、審議に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 その前に 1 件ご報告をさせていただきます。10 月にご審議をして頂きました、議案第 25 号の農地法第 5 号の許可申請番号 3 の案件、親子間での農地転用の案件なのですが、12 月 5 日付けで取消願いが提出されました。許可を出しておりますので、取消願いというところで受理させて頂いております。この案件は、駐車場と庭園への転用案件でしたが、私どものチェック不足によるミスで、申請書類が親子の名前が逆になっていたところをそのまま受付けて、そのまま許可を出してしまいました。最終的には法務局で引っかかりまして、行政書士の方も

分からずにそのまま全部進んでしまいました。一度、取り下げをして頂いて、再度この度の議案としてあげさせて頂いております。今後このようなミスがないように十分注意をしていきますので、誠に申し訳ございませんでした。

事務局長 合わせてですね、この度の5条の許可申請のうちの番号2の案件ですが、こちらの方もですね、12月21日付けで取下書が提出されました。土地の売買の契約が不成立に終わったということで、取り下げをされましたので、今回の審議の対象外とさせていただきます。  
以上です。

事務局長 番号1。譲渡人、●●●●。住所、奈良市\_\_\_\_\_。譲受人、有限会社▲▲▲▲  
▲ 代表取締役 ■■■■。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳及び現況伴に畑。面積、410㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「会社の駐車場用地として、譲り受ける。」という案件です。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、この1番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 能美町の松岡です。●●さんには電話で確認しました。本人さんはいらっしゃらなかったのですが、娘さんが出てこられてまして、この土地は売却することに不動産屋さんをお願いしているということで、間違いないということでした。譲受人である有限会社▲▲▲▲の■■さんには直接お会いしまして、ちょうど工場の目の前の土地なので、ぜひ購入したいということ、不動産屋さんをお願いしているところであるということ、間違いありませんのでよろしくお願い致します。以上です。

議長 それでは、この案件につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この1番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、この1番許可といたします。  
次をお願いします。

事務局長 それでは、番号2を飛ばしまして、番号3。貸人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。

借人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、396㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「駐車場及び庭園用地として、借り受ける。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 この3番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 大柿町の小松です。先ほど事務局長から説明があったことでもありますので再説明はしないでおきますが、これは家が建っているところの北側なんですが、そこを駐車場にするということで、申請どおり間違いありませんのでよろしくをお願いします。

議長 はい、それでは、この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この3番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 では、全員可することに全員が異議が無いということでございますので、許可といたします。

次をお願いします。

事務局長 番号4。譲渡人、●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、594㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅用地として、譲り受ける。」という案件です。2階建 建築面積は134.48㎡でドッグランを併設予定です。

以上で説明を終わります。

議長 この4番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町の島本です。本件は、5月の総会で市長から諮問がありました農業振興地域整備計画の変更について関連したものです。先般、譲渡人の●●さんと譲受人の▲▲さん双方に確認をいたしました。内容につきまして、先ほど事務局長から説明のあったとおりです。また、申請場所の周辺には、今回と同様の案件で許可になった前例がいくつかあります。なお、定住促進にもつながりますので、よろしくをお願いします。ご審議をお願いします。

議長 それでは、この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この4番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 では、全員可することに全員が異議が無いということでございますので、許可といたします。

事務局長 以上で議案第32号の農地法5条の審議を終わります。

事務局長 続いて、議案第33号非農地証明の申請についてに移ります。

事務局長 番号1。申請人住所、広島市\_\_\_\_\_。氏名、●●●●。所在地、沖美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、1,014㎡。

事務局長 申請理由は、「昭和60年頃から耕作の人手が無くなり放置され、原野状態になって現在に至る。地目変更のため申請する。」という案件です。

事務局長 12月9日に、森本会長以下6人の委員と事務局で現地確認を行いました。ご以上で説明を終わります。

議長 次の番号も説明をお願いします。

事務局長 番号2。申請人住所、大柿町\_\_\_\_\_。氏名、●●●●。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇外3筆。地目、台帳、畑。現況、山林3筆。面積、1,255㎡。

事務局長 地目、台帳、田。現況、山林。面積、1,098㎡。

事務局長 申請理由は、「昭和45年頃まで父が耕作していたが、昭和60年頃から雑木が生い茂り、現在に至る。地目変更のため申請する。」という案件です。

事務局長 12月9日に、森本会長以下5人の委員と事務局で現地確認を行いました。以上で説明を終わります。

議長 この2件の非農地証明につきましては、先ほど事務局長が説明したとおり、12月9日にそれぞれの農業委員さんが現地の確認をされて、それぞれ申請どおり非農地の申請については、受理すべきだという結論に至った訳でございますので、この2件につきまして、今回総会へ提案させていただいているということでございます。この案件につきましては許可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、この非農地証明を農業委員会として受理して、そのとおり事務をさせていただきます。

議長 以上で非農地証明の申請審議を終了いたします。

議長 では続きまして、議案第34号の農用地利用集積計画の決定について、事務局

から説明をお願いします。

事務局長

3 件ですので、続けて説明させていただきます。

番号 1 と番号 2 は同一人同士ですので、併せて説明させていただきます。利用権を設定する農用地、江田島町\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,155 m<sup>2</sup>。利用権を設定する農用地、江田島町\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,116 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。東京都板橋区\_\_\_\_\_。●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、江田島町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、賃貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成 28 年 12 月 28 日。終期、平成 34 年 12 月 27 日。更新の案件です。

番号 3。利用権を設定する農用地、江田島町\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、790 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。東京都千代田区\_\_\_\_\_。■ ■ ■ ■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、江田島町\_\_\_\_\_。◆ ◆ ◆ ◆。設定する利用権、使用貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 28 年 12 月 28 日。終期、平成 31 年 12 月 27 日。更新の案件です。

以上で説明を終わります。

議長

この 3 件出ているのですが、1 番と 2 番は同じ人でございますので、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員

江田島町の中田です。貸し手の方の▲▲さんはもう東京の方へずって居て、たぶん本人そのものは農業もして来ていませんし、そういう意味で地元の人に作ってもらえればそれが一番良いことではないかと思います。よろしくをお願いします。

議長

3 番の方の意見を委員どなたかお願いします。

委員

江田島町の大段です。これは、江田島町の消防署の隣なんですが、◆◆さんがずっと作っていて、そのままを継続してやっていくということなので、いまも作っていますので、よろしくをお願いします。

議長

それでは、この 3 件の更新の案件につきましては、それぞれの状況報告が今あった訳でございますが、何かご意見・ご質問ございますか。

意見・質問なしの声有り。

議長

無いようでございますので、市長部局の方へ許可するという回答をすることで事務処理をさせて頂くということですのでよろしいでしょうか。

委員

異議なしの声有り。

議長

それでは、事務処理はそのようにさせていただきます。

以上で議案第 34 号の農用地利用集積計画の決定を終わります。

以上で、議事の審議は終わります。

5 協 議 事 項

議長 続きますで、日程第 5 の協議事項に入りたいと思いますが、事務局長からお願いします。

事務局長 はい、協議事項としては特にありません。

議長 それでは、この辺りで閉会といたします。ご苦労でございました。

総会終了

終了時間 15 時 20 分